

令和3年第4回川本町議会臨時会会議録

(第1日目) 令和3年11月24日 午前9時30分開議

議 長	<p>おはようございます。定刻となりましたので、ただいまより本会議を開きます。</p> <p>本日、令和3年第4回臨時会が招集されましたところ、ご多忙の中、ご出席をいただきましてありがとうございます。</p> <p>ただいまの出席議員数は、9名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。</p>
々	<p>これより、令和3年第4回川本町議会臨時会を開会いたします。</p>
々	<p>それではただちに、本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりです。</p>
々	<p>日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により議長におきまして、1番香取議員、2番中平議員を指名します。</p>
々	<p>日程第2、「会期の決定」の件を議題といたします。</p> <p>本臨時会の会期は、あらかじめ議会運営委員会により協議されておりますとおり、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p>
々	<p>よって、本臨時会の会期は、本日1日間とすることに決定いたしました。</p>
々	<p>お諮りいたします。</p> <p>本会議における会議録の作成において、発言中の単純な言い間違いなどの訂正については、会議規則第63条の規定により、発言の趣旨を変更しなければ訂正できることになっています。</p> <p>これに該当する訂正については、議長において訂正することにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p>

議 長

よって、そのように「決定」いたしました。

々

日程第3、「町長あいさつ」を行います。
番外野坂町長。

番外
野坂町長

おはようございます。本日、令和3年第4回川本町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には万障お繰り合わせのうえご出席を賜り、誠にありがとうございます。新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、政府から発出されておりました緊急事態宣言は、9月末に全面解除され、これまでの町内での発症も最小限に抑えられており、基本的な予防対策の徹底に、ご理解とご協力をいただいております議員の皆様、町民の皆様に、あらためまして心から感謝を申し上げます。政府においては、国民生活や地域経済は依然として厳しい一方で、新規感染者数は足元で減少しているとの認識のもと、11月19日に「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を閣議決定されました。町といたしましては、これにより改定された国の基本的対処方針や県の方針に基づく措置や指導のもと、引き続き感染防止対策に取り組むとともに、社会経済活動の再開を支援してまいります。先になされました、本年の人事院による給与勧告、また県の人事委員会による勧告は、長引くコロナ禍の影響を受けた、近年にない社会経済情勢が踏まえられたものとなりました。このたび、この勧告による考え方を反映して、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を取りまとめました。

本日、ご提案申し上げます案件は、当該条例案件1件、補正予算案件1件、その他案件2件でございます。

議員の皆様には、慎重なご審議をいただきますよう、よろしく願い申し上げます。

議 長

以上で、「町長あいさつ」を終わります。

々

お諮りいたします。

この際、日程第4、「議案第66号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から、日程第7、「議案第69号、工事請負契約の締結について」までを一括議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

議 長 執行部から議案の提案理由の説明を求めますが、今議会におきましては、提案説明者並びに事務局長からの議案書の朗読は省略いたします。

それでは、執行部から議案ごとに順次、提案理由の説明を求めます。

々 日程第4、「議案第66号」から、日程第6「議案第68号」について説明を求めます。番外湯浅総務財政課長。

番外湯浅総務財政課長 それでは、「議案第66号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」説明いたします。

改正内容につきましては、資料の4ページをご覧ください。

1の提案理由につきましては、本年の人事院勧告を受け、国家公務員給与法が改正される見込みであり、その内容と県人事委員会勧告の内容を勘案した職員の給与改定を行うものであります。

2の条例の概要ですが、職員に支給される期末手当の支給割合について、職員については0.15月、再任用職員については0.1月減ずるものです。ただし、本年6月分につきましては、すでに支給済みのため、本年度の減額分は12月支給分にて調整します。令和4年度分以降は、記載のとおり支給割合となります。そのため、3、施行期日につきましては、12月支給に係るものが、12月1日。令和4年度に支給されるものが、令和4年4月1日と多段階改正となります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

々 続きまして「議案第67号、令和3年度川本町一般会計補正予算(第6号)」について説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,022千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4,892,803千円とするものです。今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の執行見込みに伴う事業費の変更と新規に追加する事業によるものです。

補正内容につきましては、資料の11ページをご覧ください。

歳出につきましては、まず、2款総務費では、寄宿舍における感染症予防対策事業は、学習交流センターへのトイレの洋式化と手洗い場が小学生仕様で低いため改善を行うもので、16,263千円計上しています。

4款衛生費は、実績見込みによる減額です。

7款商工費では、事業継続支援持続化給付金事業は交付金の追加配分による事業費の増6,293千円を計上しております。

10款教育費では、川本運動公園感染症予防対策事業は、和式仕様で、ま

番外湯浅総務財政課長

た老朽化が進んでおりますトイレを洋式化し改善を図るもので13,000千円を計上し、その他、見込みによる増減などを計上しております。

上の表の歳入をご覧ください。

(「教育費の運動公園の感染予防対策の事業費をもう一度」議長の声)

々

すみません。運動公園感染予防対策事業でございますが、1,300千円を計上しております。たいへんすみません。

上の表の歳入をご覧ください。

14款国庫支出金は、コロナ交付金を本来の交付限度額に減額するものと、学校保健特別対策補助金はコロナ対策関連で、備品や消耗品を購入することに対する補助を計上し、その合計額3,949千円を減額しております。

18款繰入金でございますが、コロナ交付金事業の限度額を超過している額を公共施設等総合管理基金から繰り入れ、学習交流センターの改修工事に充てることとし予算額を調整します。

次に、12ページをご覧ください。

第2表、債務負担行為の補正であります。川本町法制執務支援システム運用業務委託は、町の条例や規則などのシステムの運用業務を12,915千円を限度額として、令和4年度から令和8年度までの5年間設定するものであります。下の段には先ほど歳入で説明しました基金の補正を反映させた状況を挙げておりますが、年度末の基金残高は、総額で2,220,663千円と見込んでおります。

次のページでございます。コロナ対策交付金事業のうち、今回の補正で新規に計画したものです。

はじめに寄宿舎における感染症予防対策事業についてです。学習交流センターのトイレなどは建設当時のままであり、今回、環境衛生面などからトイレの洋式化、床面の改修と手洗い場の高さ、現在の小学生用の高さから通常の高さへの改修や自動水洗蛇口設置など改善するものであります。改修するトイレや手洗い場の箇所数につきましては、3の概要のとおりであります。予算額につきましては16,263千円でコロナ交付金、それから公共施設等総合管理基金の繰入を行います。

次のページでございます。

川本運動公園感染症予防対策事業についてです。こちらのトイレも建設当時から和式仕様で、また老朽化が進んでおります。野球などや不特定多数の方が利用されるため、洋式化し利用しやすいよう改善を図るものです。改修の箇所数は、それぞれ3、概要に記載のとおりでございます。予算額につ

番外湯浅総務財政課長

きましては1, 300千円で、全額コロナ交付金で対応いたします。

次のページの表は、補正後の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の一覧になっております。表の一番下に記載しておりますが、補正後の事業費は110, 263千円、コロナ交付金限度額は93, 853千円、国県補助4, 439千円、公共施設等総合管理基金11, 971千円となっております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

々

続きまして、「議案第68号、損害賠償の額を定めることについて」説明いたします。

この議案は、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

補償の相手方は、邑智郡川本町大字南佐木407番地、市原義弘いちほらよしひろ氏でございます。

事故の概要は、久座仁地内の五反田団地周辺で、町職員による草刈り作業中に小石が飛び、付近に駐車してあった相手方の車両のリアガラスが損傷したものです。

損害賠償額は96, 532円で、この損害賠償額は町が加入している保険で対応するものでございます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

次に、日程第7「議案第69号」について説明を求めます。

番外伊藤地域整備課長。

番外伊藤地域整備課長

「議案第69号、工事請負契約の締結について」ご説明いたします。

本議案は、令和3年10月29日に、指名競争入札に付した令和3年災害査定1499号 町道三島三谷線道路災害復旧工事について、請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、令和3年災害査定1499号 町道三島三谷線道路災害復旧工事。

契約の方法は、指名競争入札。契約の金額は、50, 600, 000円。

契約の相手方は、島根県邑智郡川本町大字南佐木548番地、平成建設有限公司 代表取締役 さかかねひでひこ 坂根秀彦氏でございます。

工事内容につきましては、斜面を法枠工にて復旧。工事場所は、笹畑から

番外伊藤地域整備課長 長谷方面へ500メートル先付近であり、工期については、令和4年3月31日としております。
以上、ご審議のほどよろしく願いをいたします。

議長 以上で、執行部からの提案理由の説明を終わります。

々 それでは、「議案第66号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、質疑を行います。質疑はありませんか。
（「ありません」の声あり）
質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結いたします。

々 これより採決に入ります。
この採決は挙手により行います。

々 「議案第66号」に、賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手、「全員」であります。

々 よって、「議案第66号」は、原案のとおり「可決」されました。

々 次に、「議案第67号、令和3年度川本町一般会計補正予算（第6号）」について、質疑を行います。質疑はありませんか。
4番本山議員。

4番本山議員 衛生費のことでちょっとお伺いをいたします。インフルエンザ予防接種無償化事業で、「マスク外されて結構です。」議長の声）インフルエンザ予防接種無償化事業対象者見直しによる減、7,618千円とありますけども、これは全員対象者でなくなるということだろうと思いますけども、この趣旨としてですね、インフルエンザはコロナとの、インフルエンザとコロナが併発して重症化を防ぐための予算措置だったというふうに解釈をしておりますけども、ここの減額の経緯をお知らせください。

議長 番外櫻本健康福祉課長。

番外櫻本健
康福祉課長

失礼します。このインフルエンザの助成事業なんですけども、もともと制度として一昨年度までのところで、18歳以下のお子様のところ、これは全額無料になっておりました。それから定期接種のところですね65歳以上の高齢者の方が中心になりますが、そこについては2,200円の助成という制度となっておりました。これが昨年、全国的に緊急事態宣言が出ている中、そしてまだワクチン接種も行っていない、そういった中で、緊急避難的にインフルエンザとの同時流行を防ぐという観点から、町民すべての方を対象に全額無料というふうには昨年はいたしました。今年の当初の段階では、やはりまだ緊急事態宣言が発令中ということで、その継続で思っておりましたが、今コロナの感染状況が全くゼロではありませんが、全国的に緊急事態も解除されて収まっておりますし、それから昨年、インフルエンザも幸いに流行も特に目立った流行というのをごさいませんでした。そういったところからですね、少し制度を一昨年のところへ戻すということで、ただ高齢者の定期接種部分についてはですね、これはまだ重症化予防ということもありますので、高齢者のところは全額無料で残しておりますけども、あとは19歳から64歳までの一般の方のところについてはですね、一昨年のところへちょっと戻させていただいたという経緯でございます。

議 長

4番本山議員。

4番
本山議員

今、日本ではですね、コロナ感染症、ある程度の鎮静化がなっておると思うんですけども。報道等を見ますと、海外では第6波、たいへんな状況になっているという状況でございます。予防の観点から言いますと、このままインフルエンザの予防接種無料化で続けても良いんじゃないかというふうな気もするんですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

議 長

番外櫻本健康福祉課長。

番外櫻本健
康福祉課長

昨年度それから今年度は、たまたま国の地方創生臨時交付金、コロナ交付金を財源として充てておりますが、これを続けていくということになると、来年度以降、この国の交付金があるかどうか分からない中で、その中で続けるとなると町の一般会計からの持ち出しということになって参ります。そういった財政の視点も考えるとですね、もともと任意接種となっているところでもありますので、こういった今の感染も落ち着いた状況の中のところで、少し元に戻させてもらうということで考えております。

議 長	4 番本山議員。
4 番 本山議員 議 長	それでは、これはある程度、様子見という考え方でいいんですか。 番外櫻本健康福祉課長。
番外櫻本健 康福祉課長	仰るとおりですね、またコロナ感染が次の第6波、第7波という状況が、また緊急事態が出ていく状況がどんどん出てくるようであればですね、そこはまた考えていく必要があるかとは思いますが、現時点では今の状況の中では少し元に戻していきたいというふうに考えております。
議 長	他にありますか。5 番木村議員。
5 番 木村議員	商工費のところでお尋ねします。この事業継続支援持続化給付金事業の関係で追加分で629万何某と。それから町内の商品券の実績見込みということでお尋ねするんですが、これ追加分の等の関係ですね、当初よりどのように該当者が増えたかというふうな件数及びどういう状況だったかということと、それから商品券の見込み違いというのは、町民の皆さんのですね、当然ながら人口、該当数が当初、分かっただけははずなんですけど、それはなぜ見込み減になったのか、これをお尋ねします。
議 長	番外産業振興課長。
番外名原産 業振興課長	まずは事業継続支援給付金事業につきましては、対象者の把握ということ でよろしいでしょうか (「はい、そうです。」の声) 商工会につきましては104事業所ございますので、その中で今回出てきましたのは58事業所というところで、約半数程度の事業所の方から申請の方 いただいております。尚、宿泊業・飲食業につきましては、今回申請いただ いたのは24事業所ということで申請の方をいただいております。実際の経 営状況についてはこちらの方では把握しかねますので、商工会の方を通じて ですね、支援の方を、申請に基づいて支援の方をさせていただいたところ でございます。それから商品券の方なんですけどちょっと質問が若干聞き取れな かったんですが、対象をどう把握してたということでしょうか。 (「そう。見込み違い・・・」の声) 減額した分ですかね。当初予算の段階でにつきましては給付のこともそうな

番外名原産業振興課長 んですけども、実際いろんな経費につきましても予算に上げておりますので、実際の応援券の使用状況での若干の当初想定していましたが、利用よりも若干少なかったっていうのもございますし、100%でなかったということもございますし、掛かった経費のですね、使用状況も執行状況も若干当初の見込みよりも下がったというところで減額となっております。以上でございます。

議長 5番木村議員。
マスクを取ってマイクに近づけて、マイクに。

5番木村議員 事業継続の関係なんですけど、今、数字をいただいた中でもですね、まだこれからというところもあろうかと思うんですけど、これはもう今後とも予算等の関係についてですね、申し出があればまた増やすということでしょうか。

議長 番外名原産業振興課長。

番外名原産業振興課長 事業継続支援給付金事業の今後の見通しということでございましょうか。
(「そうです」の声あり)

今、1月から6月までの経営状況につきまして申請の方いただいておまして、だいたい商工会を通じてですね、あらかた申請の方いただいているんじゃないかと思っております。今回、補正の方で計上いたしましたところでございますけれども、今回次の第2期分ということでまた申請の方を募っていききたいというふうに考えておまして、今、現時点での1月、6月期での前年対比による事業継続支援持続化給付金事業につきましては、だいたいこれで終わりじゃないかなというふうに考えております。またその第2期の分でもまた申請の方を募っていききたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

議長 5番木村議員。

5番木村議員 商品券の関係ですが、前回もいろいろと論議しましたが、弓地区等の関係のですね商品券等の利用状況等の関係、因原地区との関係等の関係で使用状況等の把握されてましたらお知らせください。

議長 番外名原産業振興課長。

番外名原産
業振興課長

かわもと景気回復応援券の利用実態につきましては、弓地区と因原地区の方で若干といたしますが、当然使用状況については差がございます。当課で把握しておりますのが、弓市地域でほしい35%程度。因原地区でほしい63%程度の利用状況ということで現在聞いております。

議 長

よろしいですか。はい、6番石川議員。

6番
石川議員

2点ほどお願いします。まず総務費ですけれども、川本町出身応援者宅配事業、実績見込みによる減ということで464千円とあります。この事業をやってみてですね、反省点また問題点等、何か浮かび上がってきたものがありましたら、お聞かせいただきたいというふうに思います。それから次に教育費ですけれども、川本運動公園の対策事業についてお伺いします。この中でもですね私を含め運動公園でも野球の応援ということで、何人かの皆さん出かけられるわけですけれども、風向きによってですねこのトイレ、臭いがするんですよね。この度の改修によってですね、この臭いについても軽減が図られるのかどうか、その辺をお聞かせいただきたいと、2点お願いします。

議 長

最初に総務費について。番外伊藤まちづくり推進課長。

番外伊藤ま
ちづくり推
進課長

川本町出身者応援宅配事業についてでございます。今回の事業については、対象者がですね約80名おります。この方に案内を送付しまして、申し込みがあったのがですね約57.8%、45名程度の方から、この事業についての申し込みがありました。このたびは川本町産のお米を送らせていただくということで送らせていただきました。質問のありました問題点、それから今後の課題というところがございますけれども、問題点としましては57.8%ということで、今後ですね100%に近い形で本町、これはホームページにも載せておりましたし、それから個別に実家の方にですね、郵送させて案内の方を送らせていただいておりますけれども、もっと川本町を離れてから関わりというか興味を川本町に持っていただけるように、今57.8%という数字でございますけれども、100%に近づけるような取り組みをしていきたいと思っております。それから今後の取り組みについては、やはりこれUターンに繋がるきっかけになると思っておりますので、その繋がり部分をですね、今回宅配事業という形で一過性のものに終わっておりますが、何らか定期的に高校卒業後、川本を離れた皆さんとですね繋がっていけるような仕組みをですね、来年度に向けて考えていきたいと思っております。以上です。

議 長	他にありますか。ごめんなさい、はい、教育費。
番外坂根教育課長	失礼します。川本運動公園のトイレの整備につきましてですが、ご利用の皆様には大変ご迷惑をおかけして申し訳ございません。このたび洋式トイレにしますので、便座に蓋がつくというところではありますが臭いにつきましては浄化槽の問題もあろうかと思っておりますので、ちょっと状況を確認して対応を検討したいと思います。
議 長	よろしいですか。 (「はい」の声あり) 他にありますか。5番木村議員。
5番木村議員	教育費の関係でですね、学校保健特別対策事業費補助金って200千円でですね。この内訳を新規なんで、それと勉強のためにもう1点、次の12ページでですね、債務負担行為等の関係で川本町法制執務支援システム運用業務委託、この中身をちょっとお尋ねします。
議 長	番外坂根教育課長。
番外坂根教育課長	学校保健特別対策事業についてご説明いたします。これは各学校にですね、国の補助を使って追加で100千円ずつ配分がこの度ありました。この使い道につきましては、各学校の方の感染予防対策に必要な消耗品等の購入に充てたいというふうに考えております。以上です。
議 長	番外総務財政課長。
番外湯浅総務財政課長	今回の一般会計補正予算(第6号)のうち12ページの、債務負担行為の補正でございますが、これはですね、川本町の条例それから条例規則、要綱など管理運用、職員が使うためのシステムでございますが、その今後5年間の当初の導入のコストとそれからランニングの費用の委託になります。
議 長	よろしいですか。 (「はい」の声あり)
々	他にありますか。 無いようですので、質疑を終結いたします。

- 議 長 これより討論を行います。討論はありませんか。
 (「ありません」の声あり)
 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々 これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。
- 々 「議案第67号」に、賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
 挙手、「全員」であります。
- 々 よって、「議案第67号」は、原案のとおり「可決」されました。
- 々 次に、「議案第68号、損害賠償の額を定めることについて」、質疑を行
 います。質疑はありませんか。
 (「ありません」の声あり)
 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
 (「ありません」の声あり)
 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々 これより採決に入ります。
 この採決は挙手により行います。
- 々 「議案第68号」に、賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
 挙手、「全員」であります。
- 々 よって、「議案第68号」は、原案のとおり「可決」されました。
- 々 次に、「議案第69号、工事請負契約の締結について」の質疑を行います。
 質疑はありませんか。
 (「ありません」の声あり)
 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
 (「ありません」の声あり)
 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

